

宮川教授講演録「衆議院定数訴訟について」(1)

記録・神奈川県 萩野谷敏明

日時：1998年3月1日(日) 14:00~16:30

講演者：宮川淑独協大教授

出席者：首都圏市民会議加盟各団体代表ほか15名

場所：高田馬場新宿リサイクルセンター

【まえがき】

今回の講演会は、当会の一票格差に対する問題意識から出発して独協大学の宮川教授をお招きして、同教授が行っている定数訴訟の内容をお伺いするものであった。しかし、訴訟という法律に関わる行為の性質上、我々が通常大雑把に考えている「一票格差を正せ」という概念に止まるわけにはいかず、法の下での万民の平等をうたった憲法の規定に反し、現状での投票価値の著しい地域間格差という現象がいかんして生じているか、同教授は (a) 憲法条文の成立主旨、(b) 国会及び内閣の制度解釈、(c) 選挙区割りの具体的方法、(d) 裁判所の憲法解釈、などの相互の食い違いについて、詳細な分析研究を行ったうえで訴状を作成している。

以下の報告は、講演会の内容を踏まえ、それらの重要ポイントについて、宮川教授の解説の要点を述べ、今後の市民運動の展開に役立つことを期待するものであり、具体的には、教授が知人と協力して限られた数の選挙区から行っていると同様の訴訟を、他の選挙区でも広範に行うことにより、裁判所の判定に多大な影響を及ぼし得るだろうという見通しが、質疑討論のプロセスで示された。

訴訟費用も極めて安価で済むことが教授の経験で明らかにされており、今後できるだけ多くの訴訟が市民の間で起こされ、世論の形成と裁判所の判定に影響を与えてゆくことが望まれる。

(萩野谷敏明記。以下の講演主旨記録文は、宮川教授の閲覧チェックを受けています)

【議員は誰の代表か】

通常、議員は誰の代表かという場合、有権者によって選ばれることから、選挙人の代表だと考えがちであるが、それでは人口の2割余を占める未成年者の法理上の扱いはどうか。国会議員の代表概念について、日本では有権者が全人口の1.13%しかいなかった明治憲法の時代から既に、全国民の代表であると規定しており、戦後の日本国憲法も明らかにその主旨を引き継いでいる。

すなわち、現憲法15条は「選挙によって国会議員を選ぶ」と規定していて、これは有権者による国民の代表選出行為として BY THE PEOPLE (人民による) に該当する。しかし、憲法41条は「国会議員は国民のために立法行為をする」と規定していて、未成年者も含めて国民の全体が、自らの代表によって

出来上がる国家システムの恩恵を受けている。後者は、FOR THE PEOPLE (人民のための) に該当し、国民主権と言う場合、両方を併せて未成年者など選挙資格を持たない者も含んでの概念として捉えなければならず、国民が国会に送り出している議員は、正しくは有権者の代表ではなく、全国民の代表なのである。

従って、今日生じている格差問題は、人口のなかの一部の選挙人についての投票価値の格差ではなく、議員と全ての人との間の代表・被代表の格差である。

このことは、アメリカにおける議員定数配分基準と比較すれば、一層明確である。アメリカは、日本のように成人に達して住民登録があれば自動的に選挙人資格が生じるわけではなく、州によって18才以上、人口、選挙人名簿登録者数など、異なる種類の基準をもとにして定数配分が行われ、選挙がなされている。従って、同じ州内でも17才以下の人口の多い所と少ない所によって定数配分に最大2割程度の格差が生じ、また、近年に至るまで選挙資格がなかった黒人人口をカウントしての定数配分にも格差が生じることとなった。

例えば黒人は、合衆国憲法が制定された1787年当時、選挙資格がないにも関わらず、白人1人に対し3/5人としてカウントされた。そのために、黒人の多いバージニア州では白人人口だけで定数配分をすれば連邦議員数は6人であった筈が、10人選出になったなどの例がある(なお、実質的に黒人が白人と同等の選挙資格を獲得するのは1960年代のケネディ政権による公民権運動の後のことである)。

【定数訴訟の歴史と経過】

アメリカにおける定数訴訟は、日本より半世紀以上早く19世紀末期からあったが、日本と同じく裁判所は長く門前払いをしてきた。この姿勢を変えたのが、ベイカー裁判(テネシー州議会議員選挙に関する提訴、1962年に判決)である。すなわち連邦憲法修正14の1では、「合衆国及び州の市民に対する法の平等保護」をうたっており、こうして人口比によらない基準で生じた定数のずれに対し提訴が行われ、第1審で門前払いだったのに対し連邦最高裁は違憲判決を下したのであった。

また、2年後のウェスベリー裁判(ジョージア州連邦下院議員選挙に関する提訴、1964年に判決)では、提訴理由として合衆国憲法本文1章2条3項に言う「下院議員数及び(連邦政府に納入する)直接税の州ごとの割り当ては、連邦に加入する各州の人口に比例して各州の間に配分されなければならない」の規定を取り上げ、黒人や未成年者も含めた、人口